1.介護保険の指定について

加治木望岳園は、指定介護老人福祉施設として介護保険法の指定を受けています。

介護保険事業所番号　　４６７５２００１０１

指定年月日　　平成１２年４月１日

当施設は、契約者に対して指定介護保険施設サービスを提供いたします。
当施設の利用は、原則として認定審査の結果「要介護３～５」と認定された方もしくは「要介護１～２」と認定されている方で、やむを得ない事情により在宅において日常生活を営むことが困難である方(特例入所の要件に該当する方)が対象となります。

2.施設経営法人について

(1)　法　人　名　　社会福祉法人　晶（しょう）　貴（き）　会（かい）

(2)　法人所在地　　鹿児島県姶良市加治木町木田４７００番地

(3)　電 話 番 号　　０９９５－６２－９１１１

(4)　代 表 者 名　　理事長　日髙　晶子

(5)　設立年月日　　昭和４５年１０月３０日

3.利用施設について

(1)　サービスの種類　　指定介護老人福祉施設サービス

(2)　施設の目的
自宅でサービスを受けながら生活を継続することが困難な要介護状態にある方に、利用していただき、介護サービスを提供し生活の安定を図ることを目的とする施設です。

(3)　施設の名称　　指定介護老人福祉施設　加治木望岳園

(4)　施設の所在地　鹿児島県姶良市加治木町木田４７００番地
最寄駅　　加治木駅　所要時間：徒歩２６分
最寄バス停　　龍門滝温泉（加治木地区循環バス）：徒歩８分

(5)　電話番号　　０９９５－６３－２１４５

(6)　FAX 番号　　０９９５－６３－１３４９

(7)　管理者氏名　　柳田　慶一

(8)　施設の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って施設サービスを提供し利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるとともに、居宅における生活への復帰を目指し支援するものとします。

(9)　開設年月日　　昭和４６年１月１６日

(10)　利用定員　　１３０人

4.居室等の概要について

当施設では、次のような居室・設備を用意しています。
原則として４人部屋利用となりますが、利用者や家族等の意向・心身の状況及び居室の空き状況を踏まえ決定いたします。

居室・設備の種類	室　数	備考
個室（１人部屋）	6	○居室及び施設の設備 個室（1 人部屋）：14.32 ㎡～18.43 ㎡ 2 人部屋：23.72 ㎡～28.03 ㎡ 4 人部屋：38.04 ㎡～50.23 ㎡ ○廊下・便所等の常夜灯の設備 廊下、便所、玄関、通用口、階段、訓練室、調理室、ホール等に常夜灯を 59 か所設置 ○エレベーターの設置 利用者用エレベーターを２基設置するとともに汚物等昇降用エレベーターを１基設置 ○避難用階段等の設置 建物東側に４階から１階まで避難用非常階段を設け、中央部エレベーター横にも４階から１階まで階段を設置 ○避難ハシゴ取り付け 建物西側及び南側に４階から３階，２階，１階へ避難するためのハシゴの取り付け ○利用者に配慮した居室の日照,採光,換気 すべての居室等について日照,採光,換気を配慮してガラス扉（高さ 170×180 ㎝）とその上部に小窓（高さ 160×180 ㎝）を設けるか、又は床より 90 ㎝のところに窓(高さ 160×180㎝)を設置 ○身体の不自由な利用者が使用するのに適した浴室・便所の設置 ・特殊浴室　42.00 ㎡　5 台 ・洋式障害者向け便所 それぞれ手すりを取り付けるとともに非常用ブザー設置 ・洗面所 全洗面所自動式蛇口取り付け ・構造 車椅子使用者向けの構造
２人部屋	22	
４人部屋	20	
静養室	1	
ショート個室	4	
ショート２人部屋	2	
合　　計	56	
居室用トイレ	46	
洗　面　所	46	
機能回復訓練室・食堂	3	
特殊浴槽	3	
一般浴槽	2	
個人浴槽	2	
面　接　室	1	
医　務　室	1	
看護・診療室	1	
洗　濯　室	1	
介護材料室	1	
厨房	1	
中廊下の幅	３ｍ	

		○調理室に食器・調理器等の消毒保管庫施設 ・自動織機洗浄機　　1 ・乾燥機(食器消毒保管庫) 2 ・調理器具保管庫　　1 ・温冷配膳庫　　5 ○防虫・防鼠の設備設置 ・全ての窓に網戸取付 ・害虫駆除噴霧器　　２台 ・排水路出入口防虫網設置 ○消防設備 ・スプリンクラー 全館各所に設置（3.70 ㎡当り１か所） ・消火栓　　９か所 ・消火器　　20 本 ・非常ベル　　14 か所 ○非常通報装置の設置 自動火災報告設備　　1 基 ○居室の防災設備 ・居室非常出口設置 ２階以上はバルコニーへ ・誘導灯設置 ・各種感知器設置

5.職員の配置状況について

利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として次の職種の人員を配置しています。

職　　種	常勤換算	指定基準	備　　考
管理者	１名	１名	
生活相談員	２名	２名	
介護職員 看護職員	４６名以上	４６名	
機能訓練指導員	1.6 名以上	１名	
介護支援専門員	２名以上	２名	
管理栄養士	１名以上	１名	
医師	1.2 名		・嘱託医２名

常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間以内）で除した数です。

6. 主な職種の勤務体制について

職　　種	勤　　務　　体　　制
医　師（非常勤）	・内　　科　　月, 火, 金曜日（14 時～15 時） ・心療内科　　第１, ３月曜日　　午後 ・皮膚科　　毎週水曜日
生 活 相 談 員	標準的な時間帯における配置人員 ・通　常　8 :30 ～ 17:30　　２名
介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 ・早 番　7 :00 ～ 16 : 00　　5 名 7 : 30 ～ 16 : 30　　5 名 8 : 00 ～ 17 : 00　3～5 名 ・遅 番　9 : 30 ～ 18 : 30　　5 名 10 :00 ～ 19 :00　　5 名 ・夜 勤　17 : 00 ～ 9 : 00　　5 名 ・半日勤　8 : 00 ～ 12 : 00　　2 名
看 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 ・早　番　7 :30 ～ 16 :30　　1 名 8 :00 ～ 17 :00　　3 名 ・遅　番　9 :30 ～ 18 :30　　1 名 ・夜　勤 17 :00 ～ 9 :00　　1 名
介護支援専門員 機能訓練指導員 管理栄養士	標準的な時間帯における配置人員 ・早　番　7 :30 ～ 16:30　　2 名 ・通　常　8 :30 ～ 17:30　　1 名

土・日曜や行事等の場合は、上記と異なります。

7. 施設が提供するサービス料金について

「加治木望岳園の利用料, 案内」に記載しています。

8. 利用料金の支払い方法について

利用料金, 費用は、１か月ごとに計算し請求いたします。支払い方法については、①口座引き落とし、②口座への振り込み、③窓口での支払いとなります。

なお、１か月に満たない場合は、利用日数に基づいて計算した金額となりますが、口座引き落としはできないため、窓口にて現金（又は振込み）でのお支払となります。「ご利用料金のお支払方法について」（別紙 1）のとおり

（１）　指定銀行からの口座引き落し
①Ｋ―ＮＥＴ・相信…21 日（土日祝日の場合は翌営業日）
②ゆうちょ銀行等……27 日（土日祝日の場合は翌営業日）

（２）　指定口座への振り込み
振込先　鹿児島相互信用金庫　加治木支店
普通口座　　０９９６０７０
口座名義　　介護老人福祉施設　加治木望岳園
管 理 者　　柳田　慶一

（３）　窓口での支払い

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。
なお、この診療等は義務付けるものではありません。
(1) 協力医療機関

医療機関の名称	加治木温泉病院	大井病院	加治木整形外科病院
所在地	鹿児島県姶良市加治木町木田４７１４	鹿児島県姶良市加治木町本町１４１	鹿児島県姶良市加治木町港町 147-2
診療科	内科・腎臓内科（人工透析）・脳神経内科・脳神経外科・消化器内科・外科・泌尿器科・肝臓内科・循環器内科・糖尿病内科・皮膚科・耳鼻咽喉科・頭頸部外科・心療内科・リハビリテーション科・歯科・整形外科	整形外科・脳神経外科・消火器外科・外科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・内分泌内科・内科・リウマチ科・心療内科・麻酔科・リハビリテーション科・救急科・放射線科	整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科

(2) 協力歯科医療機関
上記１の加治木温泉病院歯科

10. 契約の終了について

(1) 契約の終了事由
利用者が死亡された場合等契約終了の事由については、「指定介護老人福祉施設入所契約書」（以下、「契約書」といいます。）第 13 条に基づき説明させていただきます。

(2) 契約者からの中途解約等
契約書第 14 条に基づき説明させていただきます。

(3) 契約者からの契約解除
契約書第 15 条に基づき説明させていただきます。

(4) 事業者からの契約解除
契約書第16条に基づき説明させていただきます。

11. 病院等に入院された場合の対応について

(1) 検査入院等、６日以内の短期入院の場合
退院後、再び当施設を利用することができます。
ただし、入院期間中であっても１日当たり２４６円と居住費の利用料金を負担いただきます。

(2) ７日間以上２か月以内の入院の場合
退院後、再び施設を利用することができます。ただし、７日間以上の入院時は居室料金を負担していただきます。

(3) ２か月以内の退院が見込まれない場合
この場合、契約を解除する場合があります。

12. 円滑な退所のための援助について

施設を退所される場合、円滑な退所のために次の援助を行っています。

(1) 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介

(2) 居宅介護支援事業者の紹介

(3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

13. 残荷物の引取り等について

利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残地物）を利用者自身が引き取れない場合は、連帯保証人に引き渡すものとします。
なお、その引き渡しに係る費用は、利用者に負担していただくことになります。

14. 身体拘束について

当施設では、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。
なお、身体的拘束等を行う場合には、別に定めるところによりその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

15. 事故発生時の対応について

施設介護サービス提供中に事故が発生した場合、職員は速やかに必要な措置を講ずるとともに管理者に連絡しその指示に従い所要の対応を迅速に行います。

16. 秘密の保持および個人情報について

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者にもらしません。ただし、別紙内容（別紙２）についての情報の利用・提供については、当施設は利用者及びその家族から予め同意を得た上で行うこととします。

17. 緊急時における避難等について

施設介護サービス提供中に災害等が発生した場合、職員は利用者の誘導等、適切な措置を講じます。

また、利用者に確認していただくために避難経路を掲示するとともに避難について必要な訓練を行います。

18. 損害賠償について

施設介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

19. 相談, 苦情の受付について

(1) 施設における相談, 苦情の受付

当施設における相談, 苦情に関し解決責任者、受付担当者及び第三者委員を次のとおり設置し、その解決に努めることとしています。

・相談・苦情解決責任者

管　理　者	柳 田　慶 一	電話（０９９５）６３－２１４５

・相談・苦情受付担当者

生活相談員副主任	大 迫　翔 太	電話（０９９５）６３－２１４５
生活相談員	橋 口　聡 子	電話（０９９５）６３－２１４５

・第 三 者 委 員

評　議　員	湯 川　忠 治	電話（０９９５）６２－９１１１
民生・児童委員	木佐貫 啓 子	電話（０９９５）６２－９１１１
弁　護　士	寺 田　昭 博	電話（０９９）２２７－２３００

相談、苦情は面接、電話、書面などにより相談、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接相談，苦情を申し出ることもできます。

また、苦情受付ボックス「御意見箱」を玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

姶良市役所姶良総合支所 長寿・障害福祉課 介護保険係	所 在 地　姶良市宮島町 25 番地 電話番号　(0995) 66-3111　(内線 125)
姶良市役所 加治木総合支所 加治木福祉課 長寿・障害福祉係	所 在 地　姶良市加治木町本町 253 番地 電話番号　(0995) 62-2111　(内線 131、132)
姶良市役所 蒲生総合支所 蒲生福祉課 長寿・障害福祉係	所 在 地　姶良市蒲生町上久徳 2399 番地 電話番号　(0995) 52-1211　(内線 273)
霧島市役所 長寿・障害福祉課 長寿・介護グループ	所 在 地　霧島市国分中央 3 丁目 45 番 1 号 電話番号　(0995) 45-5111

鹿児島市役所 介護保険課	所 在 地　鹿児島市山下町 11-1 電話番号　（099）216-1277～1280
鹿屋市役所　高齢福祉課 介護保険班	所 在 地　鹿屋市共栄町 20 番 1 号 電話番号　（0994）43-2111　（内線 3185）
西之表市役所 健康福祉課 介護保険係	所 在 地　西之表市西之表 7612 番地 電話番号　（0997）22-1111（内線 362）
薩摩川内市役所　国保介護課 介護給付グループ	所 在 地　薩摩川内市神田町 3 番 22 号 電話番号　（0996）23-5111（内線 2623）
伊佐市役所　（大口庁舎） 長寿支援課 介護保険係	所 在 地　伊佐市大口里 1888 番地 電話番号　（0995）23-1311（内線 1228）
湧水町役場　（栗野庁舎） 福祉課 介護保険係	所 在 地　姶良郡湧水町木場２２２番地 電話番号　（0995）74-3111（内線 2142）
南さつま市役所 保健課 介護年金係	所 在 地　南さつま市加世田川畑 2648 番地 電話番号　（0993）53－2111
曽於市役所 保健福祉課介護保険係	所 在 地　曽於市末吉町二之方 1980 番地 電話番号　（0986）76－1111
垂水市役所 保健福祉課 介護保険係	所 在 地　垂水市上町 114 番地 電話番号　（0994）32-1111
枕崎市　福祉課 介護保険係	所 在 地　枕崎市千代田町 27 電話番号　（0993）72-1111
中種子町役場 保健福祉課 介護保険係	所 在 地　熊毛郡中種子町野間 5186 番地 電話番号　（0997）27-1111
小林市役所　介護保険課	所 在 地　宮崎県小林市細野 300 番地 電話番号　（0984）23-1111
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険係	所 在 地　鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 電話番号　（099）206-1084
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室	所 在 地　鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 電話番号　（099）257-3855　（内線 331
南九州市役所　介護保険課	所 在 地　南九州市知覧町郡 6204 番地 電話番号　（0993）83-2511
大和村役場　介護保険課	所 在 地　大島郡大和村大和浜 100 番地 電話番号　（0997）57-2111
杵藤地区広域市町村圏組合	所 在 地　佐賀県武雄市武雄町昭和１－２ 電話番号　（0954）23-5142
鹿児島県 くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課介護保険室 事業者指導係	所 在 地　鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号　（099）286-2111　（内線 2676）